

(財政金融委員会)

令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収

猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案（閣法第二〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、令和六年能登半島地震災害（以下「今般の災害」という。）の被災者の負担の軽減を図るため、令和五年分の所得税について、今般の災害による損失に係る特別な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、雑損控除の特例

今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和五年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる。

#### 二、災害減免法の特例

今般の災害により住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、雑損控除との選択により、令和五年分の所得税について、災害減免法による軽減免除の適用を受けることができる。

#### 三、被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例

今般の災害により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額について、令和五年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができる。

#### 四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。